

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における
国税に関する申告期限等の延長について

国税庁では、この度の令和元年台風第 19 号による被害に伴い、国税通則法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、地域を指定して国税に関する申告、申請、納付等の期限の延長を次のとおり行いました。

なお、地域指定されていない地域でも、所轄税務署長が、今回の台風災害により、申告、申請、納付等をその期限までに行うことができないと認めるときは、納税者の申請に基づいて、期日を指定して期限の延長を行うこととしています（国税通則法施行令第 3 条第 3 項）。

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における
国税に関する申告期限等を延長する件

国税庁告示第 13 号

国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。）で、その期限が令和元年 10 月 12 日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

令和元年 11 月 1 日

国税庁長官 星野 次彦

都道府県名	指 定 地 域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ 1 丁目から 2 丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西 1 丁目から 2 丁目まで、葛生東 1 丁目から 2 丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町

長野県

長野市のうち赤沼、大町、合戦場1丁目から3丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内

千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉1丁目、上山田温泉3丁目、杭瀬下、杭瀬下1丁目から6丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮